

子どもに関する各種手当

児童手当		
対 象	中学校卒業までの児童を養育している方	
支給期間	申請の翌月～15歳に達する年度の3月	
手当月額 (児童1人につき)	3歳未満または第3子以降(3歳以上～小学校修了前)	15,000円
	第1子・第2子(3歳以上～小学校修了前)または中学生	10,000円
	所得制限以上世帯	5,000円
支給月	2・6・10月	

ひとり親手当			
	児童扶養手当	市遺児手当	県遺児手当
対 象	離婚・未婚・死亡などによりひとり親家庭となった18歳到達年度末までの児童を監護している母や、監護し生計を同じくする父または養育者(父や母に重度の障がいがある場合なども対象になることがあります)		
支給期間	申請の翌月～18歳に達する年度の3月(県遺児手当は申請月から5年間のみ)		
手当月額 (児童1人につき)	10,180円～43,160円 (所得により判定) ※所得に応じて2人目以降は加算あり	2,000円	1～3年目は4,350円 4・5年目は2,175円
支給月	1・3・5・7・9・11月		

※所得制限により支給停止になる場合があります。

※公的年金を受給している方は手当により差額支給や支給対象外となります。

特別児童扶養手当		
対 象	身体・知的発達または精神などに中度または重度の障がいを有する20歳未満の児童を養育している父・母・養育者	
支給期間	申請の翌月～20歳の誕生日の前日の属する月	
手当月額 (児童1人につき)	1級	52,500円
	2級	34,970円
支給月	4・8・11月	

※所得制限により支給停止になる場合があります。

※児童が施設入所している場合などは支給対象外となります。

